

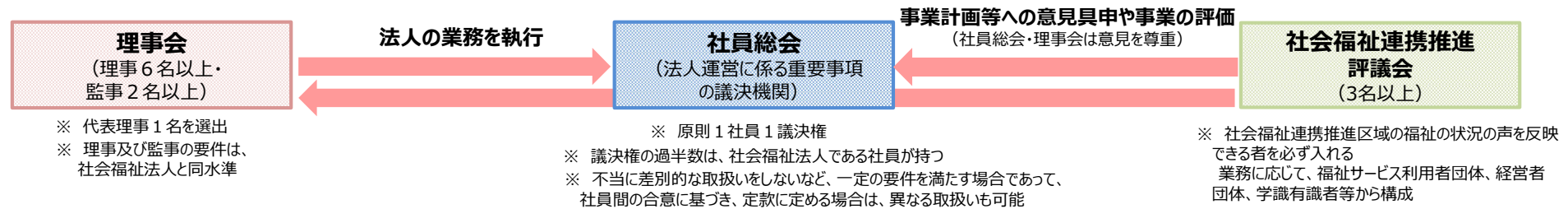
第4回社会福祉法人会計基準等検討会	
令和8年7月29日	資料4

社会福祉連携推進法人制度等の見直しについて

社会福祉連携推進法人制度の概要

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設し、令和4年4月に施行。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）



【法人運営のポイント】

- **社会福祉連携推進区域**(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、**社会福祉連携推進方針**(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- **社会福祉連携推進業務の実施**(以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可(社会福祉事業や同様の事業は実施不可)
- 社員からの会費、業務委託費等による業務運営(業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、職員の兼務や設備の兼用可(業務を遂行するための財産の保有も可)

①地域福祉支援業務

- ・ 地域貢献事業の企画・立案
- ・ 地域ニーズ調査の実施
- ・ 事業実施に向けたノウハウ提供 等

②災害時支援業務

- ・ 応急物資の備蓄・提供
- ・ 被災施設利用者の移送
- ・ 避難訓練
- ・ BCP策定支援 等

③経営支援業務

- ・ 経営コンサルティング
- ・ 財務状況の分析・助言
- ・ 事務処理代行 等

④貸付業務

- ・ 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け

⑤人材確保等業務

- ・ 採用・募集の共同実施
- ・ 人事交流の調整
- ・ 研修の共同実施
- ・ 現場実習等の調整 等

⑥物資等供給業務

- ・ 紙おむつやマスク等の物資の一括調達
- ・ 給食の供給 等

会費等の支払・社員総会での議決権行使

業務を通じて個々の社員の経営を支援

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

社会福祉事業を
経営する法人

社会福祉を目的
とする公益事業を
経営する法人

社会福祉事業等に従事
する者の養成機関を
経営する法人

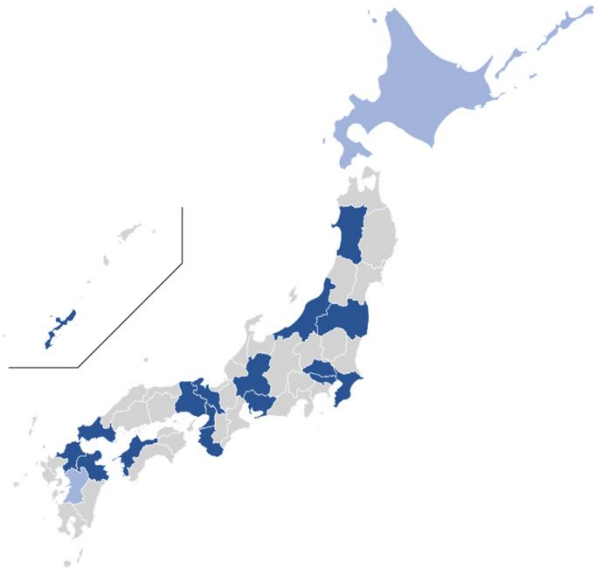
※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいすれか）
認定・指導監督

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和8年6月現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**41法人**※。

※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基発0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載



※認定所轄庁が都道府県の場合は青色着色、
認定所轄庁が市の場合は水色着色
（同一都道府県内に複数の社会福祉連携推進法人があり、
認定所轄庁が都道府県及び都道府県管内市のいずれもある場合
も青色着色）

	社会福祉連携推進法人名	認定所轄庁	認定年月日		社会福祉連携推進法人名	認定所轄庁	認定年月日
1	リガーレ	京都府	令和4年5月10日	22	人材育成振興会	大分県	令和6年9月30日
2	リゾムウェル	大阪府	令和4年6月17日	23	いーまーる	沖縄県	令和6年11月29日
3	日の出医療福祉グループ	兵庫県	令和4年8月1日	24	WTBASE	東京都	令和6年12月27日
4	光る福祉	千葉県	令和4年10月13日	25	ありがとう安心サポート協会	東京都	令和7年1月6日
5	一五戸共栄会	東京都	令和4年11月4日	26	ルピナス	北海道旭川市	令和7年1月9日
6	あたらしい保育イニシアチブ	和歌山県	令和4年11月11日	27	東日本介保支援協会	福島県	令和7年1月15日
7	青海波グループ	東京都	令和4年12月8日	28	神戸繋がり会	兵庫県神戸市	令和7年2月20日
8	黎明	岐阜県	令和5年1月27日	29	カムカムこうべ	兵庫県神戸市	令和7年3月12日
9	園経営支援協会	東京都	令和5年1月30日	30	Mirai	大阪府	令和7年3月13日
10	福岡親和会	福岡県	令和5年2月3日	31	はあとライン	山口県	令和7年7月25日
11	きょうと福祉キャリアサポート	京都府	令和5年2月28日	32	RooT	大阪府大阪市	令和7年11月14日
12	さくらグループ	埼玉県	令和5年3月27日	33	More	福岡県	令和7年11月18日
13	幸輪ホールディングス	福岡県筑後市	令和5年4月1日	34	WAKUWAKU	千葉県柏市	令和8年2月5日
14	乳幼児教育ユニティ	新潟県	令和5年4月3日	35	Mazi BASE	京都府	令和8年2月25日
15	ジョイント&リップル	熊本県熊本市	令和5年5月9日	36	おごおり福祉連合会	福岡県小郡市	令和8年3月4日
16	共創福祉ひだ	岐阜県飛騨市	令和5年6月29日	37	湯横圏域会	秋田県	令和8年3月11日
17	みらいグループ	福岡県	令和5年7月11日	38	日本医療福祉グループ	千葉県	令和8年3月27日
18	秋田圏域社会福祉連携推進会	秋田県	令和5年8月2日	39	Alfagiaグループ	東京都	令和8年4月1日
19	となりの	愛知県	令和5年9月19日	40	瀬戸内福祉グループ	愛媛県	令和8年5月15日
20	キッズファースト	千葉県千葉市	令和5年10月1日	41	MUBE	山口県	令和8年6月23日
21	大和会	東京都	令和6年3月26日				

社会福祉連携推進法人の設立状況について②

○各法人の設立目的により、社員法人数や社員構成、実施している連携推進業務は異なる。

※掲載している法人は、
2025年7月設立済みのアンケート調査回答法人

社会福祉連携推進法人名	設立日	社員法人数	社員法人の所在地	地域福祉支援業務	災害時支援業務	経営支援業務	貸付業務	人材確保等業務	物資等供給業務
1 リガーレ	2022/5/10	5	3.複数都道府県	○	○	○		○	○
2 リゾムウェル	2022/6/17	2	2.同一都道府県		○	○		○	○
3 日の出医療福祉グループ	2022/8/1	3	2.同一都道府県	○	○	○		○	○
4 光る福祉	2022/10/13	3	2.同一都道府県	○	○	○		○	○
5 一五戸共栄会	2022/11/4	3	3.複数都道府県	○	○	○		○	○
6 あたらしい保育イニシアチブ	2022/11/11	38	3.複数都道府県			○		○	○
7 青海波グループ	2022/12/8	6	3.複数都道府県	○	○	○	○	○	○
8 黎明	2023/1/27	3	2.同一都道府県	○	○	○		○	○
9 園経営支援協会	2023/1/30	3	2.同一都道府県			○		○	○
10 福岡親和会	2023/2/3	5	2.同一都道府県	○	○	○		○	
11 きょうと福祉キャリアサポート	2023/2/28	7	2.同一都道府県	○				○	
12 幸輪ホールディングス	2023/4/1	3	1.同一市区町村	○	○	○		○	○
13 乳幼児教育ユニティ	2023/4/3	10	3.複数都道府県	○	○	○		○	○
14 ジョイント&リップル	2023/5/9	6	2.同一都道府県	○	○	○		○	○
15 共創福祉ひだ	2023/6/29	3	1.同一市区町村	○	○	○		○	○
16 みらいグループ	2023/7/11	7	3.複数都道府県			○		○	○
17 秋田圏域社会福祉連携推進会	2023/8/2	4	2.同一都道府県	○	○	○		○	○
18 となりの	2023/9/19	4	2.同一都道府県	○				○	
19 キッズファースト	2023/10/1	5	2.同一都道府県			○		○	
20 人材育成振興会	2024/9/30	9	3.複数都道府県					○	
21 大和会	2024/3/26	3	3.複数都道府県	○	○	○		○	○
22 いーまーる	2024/11/29	5	2.同一都道府県	○	○	○		○	○
23 WTBASE	2024/12/27	4	2.同一都道府県	○	○	○		○	○
24 ありがとう安心サポート協会	2025/1/6	6	3.複数都道府県	○	○			○	
25 ルピナス	2025/1/9	2	1.同一市区町村		○			○	○
26 東日本介保支援協会	2025/1/15	4	2.同一都道府県	○	○	○			
27 神戸繋がりの会	2025/2/20	2	1.同一市区町村	○		○		○	○
28 Mirai	2025/3/13	2	2.同一都道府県	○	○	○		○	○
29 はあとライン	2025/7/25	3	3.複数都道府県	○	○	○		○	○

社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要

衆議院可決: 令和8年5月26日

参議院可決: 令和8年6月19日

公布: 令和8年6月25日

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。
- ③ 頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士土法、平成19年士土法改正法】

- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ② 災害派遣福祉チーム（DWA T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。

等

施行期日

令和9年4月1日（ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日）

地域共生社会の実現が必要となる背景・社会構造の変化

（Ｒ２年社福法等改正）

- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ（8050問題、介護と育児のダブルケア、孤立など）
- ・地域住民等と支援関係機関の協力による、地域における包括的な支援体制の整備
- ・介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

（その後の状況・今後の変化）

- ・人口構造の急速な変化 2025年から2040年で生産年齢人口は**15.0% 減少**、85歳以上人口は**42.2% 増加**
- ・人口減少の地域差 558 の市町村（全市区町村の約3割）が**2050年には人口が半減**（2015年比） **特に中山間地域等**
- ・単身高齢世帯の増加 2020年：738 万世帯（13.2%） → 2040 年：1,041 万世帯（**18.6%**）
- ・自助・互助・共助・公助のバランスの変容・支え合いの希薄化 血縁、地縁、社縁などの**互助機能が低下**

⇒多様で複雑な福祉ニーズの顕在化、サービスの担い手の減少

（Ｒ２年改正法附則の検討規定（５年後目途））

見直しの方向性

- 人口構造の急速な変化等に対応するため、2040年に向けて、
 - ① 地域の実情に応じた包括的な支援体制（※）の拡充
 - ② 福祉人材の安定的な確保・定着支援
 - ③ 支援基盤の強化、等に取り組む。

（※）地域住民と行政・相談支援機関等が一体となり、多様な福祉ニーズに対応するための包括的な支援体制を整備するもの。

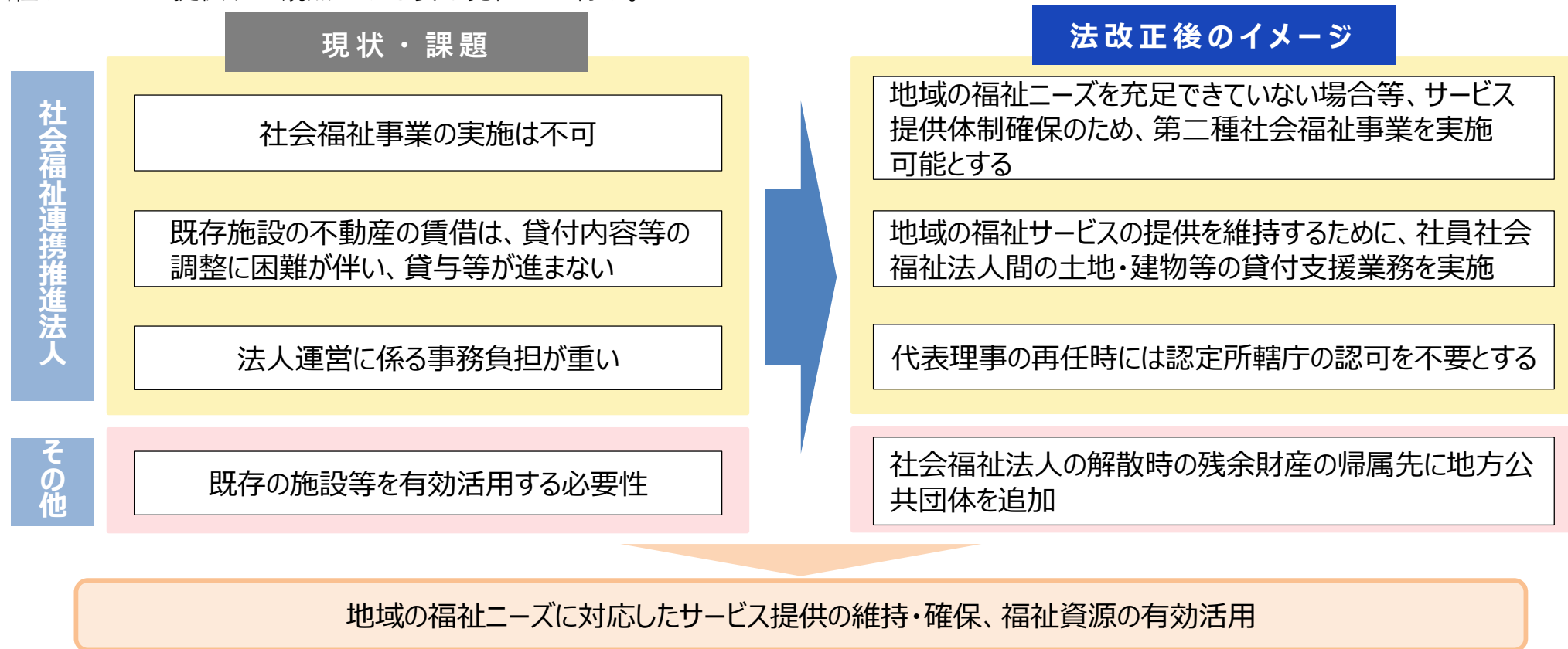
3. ① 社会福祉連携推進法人制度等の見直し

現状・課題

- 社会福祉連携推進法人は、福祉サービス事業者間の連携方策として、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的とした法人。
- 少子高齢化・人口減少が進む中で、地域で適切な福祉サービスの提供体制を維持・確保していくためには、その担い手として、社会福祉法人等が安定的に事業を継続できる環境整備が必要であり、**協働化の取組である社会福祉連携推進法人制度の更なる活用推進**が課題。
- また、地域において不可欠な社会福祉事業等を維持するために、**既存の施設等も有効活用**しながら、新たなサービス主体が当該地域の社会福祉事業等へ参入することを促進する必要がある。

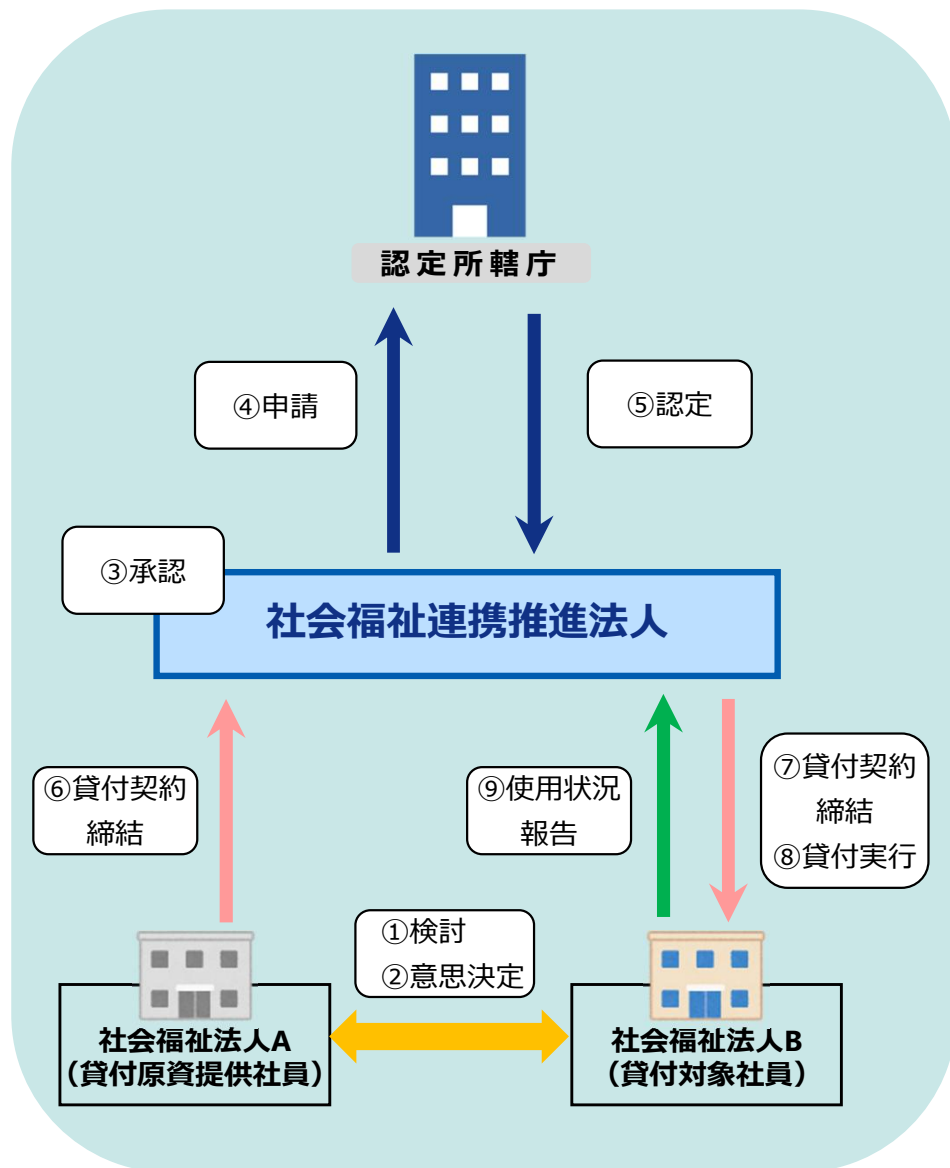
見直し内容

- 必要不可欠な社会福祉事業等を維持し、また、連携・協働による効果的・効率的な事業を推進することによって、地域において適切な福祉サービスを提供する観点から必要な見直しを行う。



資産（土地・建物）の貸付業務のイメージ（案）

- 社会福祉連携推進法人の業務として、社員社会福祉法人の土地・建物の貸付を受けた連携推進法人が、別の社員社会福祉法人へ土地・建物を貸し付ける業務を追加することで、地域における事業継続に必要な土地・建物の調達を支援する。



- ① 貸付けの当事者間で、貸付の内容・事業計画等について検討。
- ② 各法人の内部機関（理事会・評議員会等）において、貸付の内容等について意思決定。
- ③ 社会福祉連携推進法人の理事会、社員総会において、貸付内容等について承認。
- ④ 資産の貸付業務を行う社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針に貸付業務の内容を定め、認定所轄庁へ申請（変更・終了する場合も同様。）。
- ⑤ 認定所轄庁は、貸付の資産を使用した社会福祉事業等が、当該地域において不可欠な福祉サービスの提供であって、サービス提供を維持する必要がある場合に限り、当該貸付業務を認定。
また、貸付は無償または低額な賃料であること。さらに、認定に当たっては、必要に応じて、当該社員法人の所轄庁等に対して情報提供・意見照会。
- ⑥ 社会福祉連携推進法人と貸付原資提供社員との間の貸付契約の締結
- ⑦ 社会福祉連携推進法人と貸付対象社員との間の貸付契約の締結
- ⑧ 社会福祉連携推進法人から貸付対象社員へ貸付けの実行
- ⑨ 貸付対象社員は、貸付けられた資産の使用状況について、社会福祉連携推進法人に報告。

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要(社会福祉法人・社会福祉連携推進法人関係)

現行	改正後	(参考)福祉部会報告書(R7.12.18)
【第二種社会福祉事業の実施】 (社会福祉連携推進法人の業務運営) 第百三十二条 (略) 2・3 (略) 4 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。 (新設)	(社会福祉連携推進法人の業務運営) 第百三十二条 (略) 2・3 (略) 4 社会福祉連携推進法人は、次項に規定する認可を受けた場合を除き、社会福祉事業を行うことができない。 5 社会福祉連携推進法人は、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務を実施する区域において、第二種社会福祉事業において提供される必要な福祉サービスの提供が十分に行われておらず、かつ、行われる見込みがない場合において、当該社会福祉連携推進法人により当該必要な福祉サービスの提供ができ、かつ、当該提供が当該社会福祉連携推進法人が行う社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼさないことにつき当該社会福祉連携推進法人に係る認定所轄庁(社会福祉連携推進認定をした所轄庁をいう。以下この章において同じ。)の認可を受けたときは、当該必要な福祉サービスの提供に係る第二種社会福祉事業を行うことができる。 6 社会福祉連携推進法人が前項の規定により第二種社会福祉事業を行う場合における第二項及び第百三十七条の規定の適用については、同項中「社会福祉連携推進業務」とあるのは「社会福祉連携推進業務及び第二種社会福祉事業」と、同条第四号中「の業務」とあるのは「の業務(第二種社会福祉事業を除く。)」とする。	＜社会福祉連携推進法人による社会福祉事業等の実施＞ ○ 現行制度では、社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業等を行うことができないことについて、地域住民に必要な不可欠な社会福祉事業等を維持し、また、連携・協働による効果的・効率的な事業の実施を推進することによって、利用者を保護し、地域において適切な福祉サービスを提供する観点から、一定の要件を満たす場合には、社会福祉事業等を行うことを可能とすることが必要である。 その際、社会福祉連携推進業務以外の業務の事業規模が、社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであることとした規模要件についても緩和をすることが必要である。 ○ 一方、社会福祉連携推進法人は確実に社会福祉連携推進業務を行う体制を確保する必要があり、また、すでに社会福祉事業を行うことを目的とする法人として社会福祉法人があることから役割分担をした、制度創設時の考え方に留意する必要がある。 ○ このため、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行う場合の要件として、実施する社会福祉事業等の範囲については、第一種社会福祉事業が特に利用者の人権擁護と事業の継続性、安定性を確保する必要性が高い事業であることを理由に、原則として地方公共団体又は社会福祉法人に限り経営を認めていることを踏まえ、第二種社会福祉事業及び社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする福祉サービスの範囲とすることが必要である。 また、当該地域において、福祉ニーズを充足できていない、かつ他のサービス事業主体の参入が期待できないこと、及び社会福祉事業等を実施する場合であっても、主たる目的である社会福祉連携推進業務を行う体制が確保されていることが認められる場合に限定することが必要である。 ○ 上記の一定の要件を満たすことについては、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行う場合は、定款及び社会福祉連携推進方針(以下「定款等」という。)に規定することとした上で、認定所轄庁が定款等の認可・認定の際に確認することが必要である。 その際、認定所轄庁が要件の該当性や事業の安定性、継続性をどのように判断するかなど、国として適切な運用方法について具体的に示す必要がある。

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要(社会福祉法人・社会福祉連携推進法人関係)

現行	改正後	(参考)福祉部会報告書(R7.12.18)
【資産の貸付業務の追加】 (社会福祉連携推進法人の認定) 第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、<u>第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。</u> 一 (略) 二 災害が発生した場合における社員(社会福祉事業を営む者に限る。次号、<u>第五号及び第六号</u>において同じ。)が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援 三 (略) 四 資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの (新設) 五・六 (略)	(社会福祉連携推進法人の認定) 第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、<u>第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。</u> 一 (略) 二 災害が発生した場合における社員(社会福祉事業を営む者に限る。次号、<u>第六号及び第七号</u>において同じ。)が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援 三 (略) 四 資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。<u>次号において同じ。</u>)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの <u>五 金銭以外の資産の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な金銭以外の資産を備えるための支援として厚生労働省令で定めるもの</u> 六・七 (略)	＜社会福祉連携推進法人による土地・建物等の活用支援＞ ○ <u>中山間・人口減少地域において不可欠な社会福祉事業等を維持するために、既存の施設等も有効活用する観点から、土地・建物の所有要件に関する規制を緩和し、土地・建物等について貸与を受けた新たなサービス主体が、当該地域の社会福祉事業等への参入を可能とすることが考えられる。こうした取組を推進していく上で、現行制度で社会福祉連携推進法人が資金の貸付業務を実施可能としていることも踏まえながら、一定の要件を満たす場合には、社会福祉連携推進法人が社員法人間の土地・建物等の貸付に関する支援業務をすることが必要である。</u> ○ その際、上記の支援業務を行う場合の要件として、当該地域において、必要不可欠な福祉サービスの提供であって、サービス提供を維持する必要がある場合に限定することが必要である。 また、社会福祉連携推進法人が社員法人間の土地・建物等の貸付に関する支援業務を行うことについては、資金貸付業務と同様に、貸付対象社員や貸付対象不動産などの貸付の内容、貸付対象社員の予算・決算等を決定するに当たっては社会福祉連携推進法人があらかじめ承認することなどについて定款等に規定することとした上で、認定所轄庁が定款等の認可・認定の際に確認することが必要である。 加えて、この場合における土地・建物等の貸付については、地域において不可欠な社会福祉事業等を維持するという趣旨・目的を踏まえて、当該土地・建物等を見積価格以下で貸し付けることについて、社会福祉法人資産に関する法人外流出の例外として認めることが必要である。

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要(社会福祉法人・社会福祉連携推進法人関係)

現行	改正後	(参考)福祉部会報告書(R7.12.18)
【資産の貸付業務の追加】(続き) (認定申請) 第二百二十六条 (略) 2 前項の社会福祉連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～三 (略) 四 前条第四号に掲げる業務を行おうとする場合には、同号に掲げる業務により支援を受けようとする社員及び支援の内容その他厚生労働省令で定める事項 (認定の基準) 第二百二十七条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。 一～四 (略) 五 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。 イ～ヘ (略) ト 第二百五条第四号の支援を受ける社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働省令で定める事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨 チ～ワ (略) 六 (略)	(認定申請) 第二百二十六条 (略) 2 前項の社会福祉連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～三 (略) 四 前条第四号又は第五号に掲げる業務を行おうとする場合には、当該業務により支援を受けようとする社員及び支援の内容その他厚生労働省令で定める事項 (認定の基準) 第二百二十七条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。 一～四 (略) 五 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。 イ～ヘ (略) ト 第二百五条第四号又は第五号の支援を受ける社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働省令で定める事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨 チ～ワ (略) 六 (略)	

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要(社会福祉法人・社会福祉連携推進法人関係)

現行	改正後	(参考)福祉部会報告書(R7.12.18)
【代表理事(再任時)の認可不要】 (代表理事の選定及び解職) 第百四十二条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 【残余財産の帰属先の追加】 (申請) 第三十一条 (略) 2～5 (略) 6 第一項第十三号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。	(代表理事の選定及び解職) 第百四十二条 代表理事の選定(再度の選定をする場合を除く。)及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (申請) 第三十一条 (略) 2～5 (略) 6 第一項第十三号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者又は<u>地方公共団体</u>のうちから選定されるようにしなければならない。	＜社会福祉連携推進法人制度における事務負担の軽減＞ ○ 社会福祉連携推進法人、認定所轄庁双方の事務負担の軽減のため、代表理事の再任時の手続きを緩和することが必要である。 ＜社会福祉法人の解散時における土地・建物等の有効活用＞ ○ 社会福祉法人がやむを得ず解散する場合に、地域において必要な福祉サービスに活用するなど、自治体や地域の関係者でより有効活用を図っていくことが可能となるよう、社会福祉事業を現に行っていない地方公共団体であっても、帰属後に地方公共団体自らが社会福祉事業を実施する、又は、地方公共団体から他の社会福祉法人に土地・建物等を貸し出すことにより、地域に不可欠な社会福祉事業の維持のために有効活用する場合には、残余財産の帰属を受けることができるようにすることが必要である。